（船員職業安定法施行令の一部改正）

第三条　船員職業安定法施行令（平成十六年政令第三百六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第七号中「第十条」を「第九条の三第一項、第十条、第十二条第一項、第十六条」に改め、「第十六条」及び「、第十二条第一項」を削る。

第四条第二項の表船員保険法第七十四条第一項の項中「船員職業安定法」の下に「（昭和二十三年法律第百三十号）」を加え、「適用される船員法第八十七条第一項若しくは第三項の規定又は同条第二項」に改め、同表雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第三十一条第一項の項中「船員職業安定法」の下に「（昭和二十三年法律第百三十号）」を加え、同表育児・介護休業法第六十条第二項の項を次のように改める。

育児・介護休業法第六十条第二項	船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十七条第一項若しくは第二項の規定	船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第八十九条第五項の規定により読み替えて適用される船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十七条第一項の規定若しくは同条第二項の規定	船員職業安定法第八十九条第五項の規定により読み替えて適用される船員法第八十七条第一項の規定若しくは同条第二項の規定
	船員法第八十七条第一項若しくは第二項の規定	船員職業安定法第八十九条第五項の規定により読み替えて適用される船員法第八十七条第一項の規定若しくは同条第二項の規定	
	船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十七条第一項又は第二項の規定	船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第八十九条第五項の規定により読み替えて適用される船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十七条第一項の規定又は同条第二項の規定	

附　則

この政令は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。ただし、第二条中行政手続法施行令第四条第一項第十三号の改正規定（「第二十三条第一項」を「第二十二条の二、第二十三条第一項」に改める部分に限る。）は、令和五年四月一日から施行する。

総務大臣　金子　恭之
厚生労働大臣　後藤　茂之
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年一月十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二十四号

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行期日は、令和四年四月一日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　後藤　茂之
農林水産大臣　金子原二郎
経済産業大臣　萩生田光一
環境大臣　山口　壮

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年一月十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二十五号

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令

内閣は、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第二条第八項第一号、第十五条第一項、第二十六条、第二十八条第一項、第三十条第一項及び第四項、第三十三条第三項第四号ニ及びホ、第三十六条第二項及び第三項、第三十七条第二項、第三十九条第二項第二号及び第三号並びに第三項第三号ホ及びヘ、第四十一条第二項、第四十四条第一項、第四十六条第一項及び第五項、第四十八条第二項第二号及び第三号並びに第三項第三号ホ及びヘ、第五十一条第二項並びに第五十八条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（燃料として利用される製品）

第一条　プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「法」という。）第二条第八項第一号の政令で定める製品は、次のとおりとする。

一　分別収集物を圧縮し、又は破砕することにより均質にし、かつ、一定の形状に成形したもの

二　炭化水素油

三　水素及び一酸化炭素を主成分とするガス

（指定調査機関の指定の有効期間）

第二条　法第十五条第一項の政令で定める期間は、三年とする。

（設計認定等の申請に係る手数料の額）

第三条　法第二十六条第一項の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　主務大臣が設計調査の全部を自ら行う場合　イ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ　設計認定を受けようとする者　一万五千九百円（電子申請（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。ロにおいて同じ。）による場合にあっては、一万四千四百円）

ロ　法第九条第一項の変更の認定を受けようとする者　一万六百円（電子申請による場合にあっては、九千百円）

二　主務大臣が指定調査機関に設計調査の一部を行わせることとした場合　別に政令で定める額（指定調査機関が行う設計調査に係る手数料の額の認可）

第四条　法第二十六条第二項の規定による認可を受けようとする指定調査機関は、認可を受けようとする手数料の額及び設計調査の業務の実施に要する費用の額に関し主務省令で定める事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。手数料の額の変更の認可を受けようとするときも、同様とする。

2　主務大臣は、次の各号のいずれにも適合すると認めるときでなければ、前項の認可をしてはならない。

一　手数料の額が当該設計調査の業務の適正な実施に要する費用の額を超えないこと。

二　特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。